

横浜市消防局 からののお知らせ

所有・管理する防火対象物について、消防法令上改善が必要な事項がありますので、お知らせします。※該当項目に✓

- 管理権原を有する者は、
 - 甲種防火管理講習修了者等
 - 甲種又は乙種防火管理講習修了者等の中から、防火管理者を選任し、〇〇消防署長に届け出る必要があります。
- 管理権原を有する者は、防火管理者に防火管理に係る消防計画を作成させ、〇〇消防署長に届け出る必要があります。

(消防法第8条)

①防火管理者の決定

管理的、監督的な立場の者の中から決めます。



※すでに資格を持っている方がいる場合は④へ

②防火管理講習の申込み

消防署の窓口※又はウェブサイトから申込みを行います。



※受講申請書に必要事項を記載のうえ、消防署予防係の窓口へ提出してください。

③講習の受講

申し込んだ講習の講習日・講習場所で、受講します。終了後に、「修了証」が交付されます。



修了証

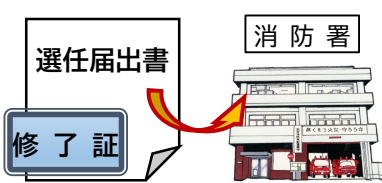
⑥消防計画作成の届出

防火管理者は、消防計画を作成し、「消防計画作成(変更)届出書」と共に、管轄の消防署へ届け出ます。



⑤防火管理者選任の届出

「防火管理者選任(解任)届出書」を窓口又はウェブサイトから届け出ます。



④防火管理者の選任

管理権原者は防火管理者の選任を行います。



⑦自主点検、従業員への教育、訓練等の実施

作成した消防計画に基づき、自主点検(日常・定期)、従業員への防火防災教育、消火・避難等の消防訓練※、その他防火管理業務を実施します。

※特定用途の建物では、消火及び避難の訓練を年2回以上実施する必要があります。

また、実施する際は、管轄消防署へ事前に連絡が必要です。

【お問合せ先】

〇〇消防署〇〇課〇〇係

電話 045-000-0000

メール sy-〇〇@city.yokohama.lg.jp



ウェブサイトから届出する場合はこちら



届出書等のダウンロードはこちら



横浜市消防局 からののお知らせ

所有・管理する防火対象物について、消防法令上改善が必要な事項がありますので、お知らせします。※該当項目に✓

- 消防用設備等は、定期（6か月ごと）に点検し、その結果を維持台帳に記録する必要があります。
- 消防用設備等の点検は、消防設備士等の資格を有する者に点検させる必要があります。
- 消防用設備等の点検結果は、 1年 3年 に1回〇〇消防署長に報告する必要があります。 （消防法第17条の3の3）

○点検を実施していないと、いざという時に使えない可能性があります。

【消防用設備の例】

消火器



誘導灯



自動火災報知設備

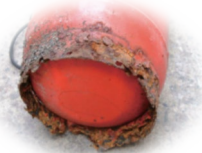


屋内消火栓設備



○使えないだけでなく、死亡事故につながることもあります。

【サビなどで腐食や劣化している消火器の例】



絶対に使わずにすぐに交換！

詳しくはこちら



- 製造年が2010年以前の消火器については、型式承認が失効となっているので技術上の規格に適合したものと交換する必要があります。 （消防法施行令第30条）



○3個の丸印が絵で表示されている消火器に交換してください！

新しい表示



詳しくはこちら



【お問合せ先】

〇〇消防署〇〇課〇〇係

電話 045-000-0000

メール sy-〇〇@city.yokohama.lg.jp



ウェブサイトから
届出する場合はこちら



届出書等の
ダウンロードはこちら

